

町田市個別避難計画 専門職向けハンドブック



2026年度版

目次

第1章 個別避難計画について・・・・・・・・・・・・・1

- 1 「個別避難計画」とは
- 2 「個別避難計画」の作成対象者
- 3 「個別避難計画」の様式

第2章 個別避難計画の作成手順・・・・・・・・・・・・・4

- 1 「個別避難計画」作成の流れ
- 2 委託事業について
 - (1) 委託業務内容について
 - (2) 委託業務の手続について
- 3 計画の作成ステップ
 - STEP1 「質問部分」の記入
 - STEP2 「計画部分」の記入
 - 「1. 基本事項」の記入
 - 「2. 地震の避難計画」の記入
 - 「3. 風水害の避難計画」の記入
 - (参考) 災害に備えた備蓄の検討
- 4 副本の受け取りと共有
 - (1) 副本の受け取りと共有
- 5 計画の管理・更新
 - (1) 計画の管理
 - (2) 計画の更新

第3章 個別避難計画に関する Q&A・・・・・・・・・・・・・29

第1章 個別避難計画について

1 「個別避難計画」とは

(1) 個別避難計画を作成する意義

- ・近年、全国各地で大規模な災害が頻発していますが、その犠牲者の多くが高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な人（「避難行動要支援者」）となっています。
- ・災害時に自ら避難することが困難な人がいざという時に迅速に避難できるためには、災害に備えて、一人ひとりが「どこに」「誰と」「どの様に」避難するかをあらかじめ確認・共有し、地域の中で体制を整えておくことが重要です。



(2) 個別避難計画の概要

- ・個別避難計画とは、災害に備え、対象者一人ひとりが「どこに」「誰と」「どのように」避難するかをあらかじめ確認し、記載した計画のことをいいます。
- ・「個別避難計画」は、対象者ご本人やご家族を中心に、避難を支援する関係者と一緒に作成します。

☑ここはチェック！

○個別避難計画の扱う範囲

個別避難計画が扱う主な範囲は、「避難するまで」(避難支援)となります。

※避難した後の生活や、被災者の生活支援等については、「町田市地域防災計画」に規定しています。

○計画作成者や避難支援者等における責任の範囲

個別避難計画の目的は、あくまで災害時の避難支援の可能性を高めるためのものであり、避難支援を実行できなかった場合に計画作成者や避難支援者等の関係者が責任を負うものではありません。

2 「個別避難計画」の作成対象者

(1) 個別避難計画の作成対象者

- ・「町田市避難行動要支援者名簿」に登録されている方のうち、市で定める計画作成の優先度の高い方が作成対象者です。計画作成は、本人の同意の上で行います。

(2)「町田市避難行動要支援者名簿」の概要

- ・市で保有する情報を基に、次ページのいずれかに該当する方を、避難行動要支援者名簿に登載しています。
- ・命を守ることを最優先に考え、本人の同意は得ずに自動的に名簿に登載しています。

☑ここはチェック！

○町田市避難行動要支援者名簿の対象者※1

- ・身体障害者手帳 1 級及び 2 級の方
- ・愛の手帳 1 度及び 2 度の方
- ・介護保険要介護認定要介護 3 から 5 の方
- ・その他 市長が必要と認める方※2



※1 施設入所者は対象外です

※2 内規により、以下の2点を対象としています

- ①小児慢性疾患医療費助成対象者及び難病医療費助成対象者のうち、在宅人工呼吸器を使用する者
 - ②医療従事者・福祉関係者等の専門職から申告のあった者で、名簿に登載する者に相当すると市長が認める者
- ➡市で規定する「避難行動要支援者名簿」の対象要件に手帳等級や要介護度で該当しないものの、申告者の専門的な知見から、規定する要件に相当する状況であると判断される対象者について、専門職からの申告に基づき名簿へ登載するものです。名簿への登載には、対象者本人の同意のもと、専門職が属する事業所から申告書の提出が必要です。

○避難行動要支援者名簿の平時からの提供先

町田市では、災害対策基本法及び「町田市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例」に基づき、以下の避難支援等関係者に対して、平常時から、名簿を提供し、災害に備えています。

- ・町田消防署
- ・町田警察署、南大沢警察署
- ・民生委員・児童委員
- ・町田市社会福祉協議会
- ・提供を希望する地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織

(3)計画作成の優先度の高い対象者

- ・対象者は、町田市に居住する避難行動要支援者名簿に登載されている者のうち、以下の①、②のどちらにも該当する者とする。

①居住する地域におけるハザードの状況が以下のいずれかの場合

ア 風水害：浸水想定区域、土砂災害警戒区域

イ 地震：東京都が判定している地域危険度で、「総合危険度」が「ランク3以上」

②対象者の心身状況等が以下のいずれかの場合

ア 介護保険要介護認定要介護4又は5の者

イ 障害支援区分4から6の認定を受けている者

3 「個別避難計画」の様式

・2026 年度から申請内容ごと別々にあった様式、申請書を「個別避難計画作成のための調査票(以下、調査票)」に統合しました。

・調査票は「質問部分」と「計画部分」があり、そのうち「計画部分」は、以下の3つの内容に分かれています。(※詳細は、第2章をご確認ください。)

①基本事項(個人の基本情報)

②地震の避難計画

③風水害の避難計画

※本ハンドブックにおいて、「計画を作成する」とは、「質問部分」で計画作成に同意したうえで、「計画部分」を記入することを指します。

※在宅人工呼吸器使用者で、詳細な内容の計画を希望した場合、東京都の「個別支援計画」様式を使用します。

第2章 個別避難計画の作成手順

1 「個別避難計画」作成の流れ

- ・「個別避難計画」作成の流れ(全体像)は、以下のとおりです。
- ・専門職の方に「町田市個別避難計画作成促進業務及び作成業務委託」としてご協力をいただく箇所は、以下の **赤線** の範囲内となります。

1

市が対象者を抽出し、「個別避難計画作成のための調査票」を送付

2

対象者が回答方法を選択する



オンラインで回答する場合

紙で回答する場合

その他

施設入所や
長期入院を
している人

家族・友人・
地域の人等
と計画作成
ができる人

家族・友人・地域の
人等と計画作成が
できない
(専門職に作成依頼
したい)人

オンラインでの
回答が難しい
(紙媒体で回答
したい)人

内容の理解が難
しい、または回答
を後回しにする
人

「現在、施設へ入所
または 1 年程度長
期で入院していま
すか。」
⇒「はい」を選択

「現在、施設へ入所
または 1 年程度長
期で入院していま
すか。」
⇒「いいえ」を選択

「現在、施設へ入所または
1 年程度長期で入院して
いますか。」
⇒「いいえ」を選択

「計画を作成するこ
とに同意しますか。」
⇒「同意する」を選択

「計画を作成することに同
意しますか。」
⇒「同意する」を選択

「誰が計画を作成しま
すか」
⇒「本人や家族等で作
成する」を選択

「誰が計画を作成しま
すか」
⇒「福祉専門職に作成支
援を希望する」を選択

施設入所や
長期入院を
している人

「調査票」の質問1で「はい」を回答

家族・友人・地域
の人等と計画作
成ができる場合

「調査票」の「質問部分」、
「計画部分」を回答する

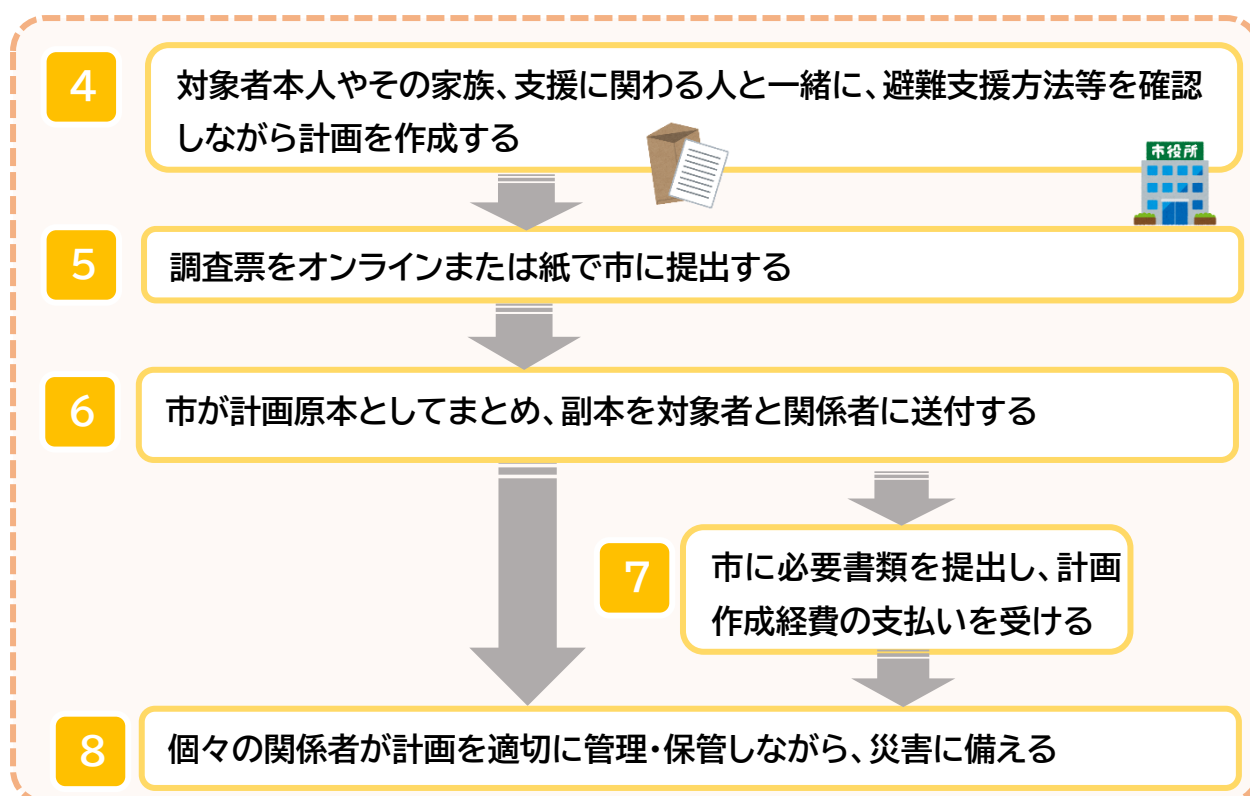
家族・友人・地域の
人等と計画作成が
できない
(専門職に作成依頼
したい)場合

「調査票」の質問1から
質問 4 まで回答する

回答が無かった
対象者に、
市また専門職か
ら作成の再勧奨

3

市から専門職に対象者の
計画作成を依頼する



2 委託事業について

専門職へ委託する事業は、個別避難計画作成促進業務と個別避難計画作成業務の2つに分かれています。

(1)委託業務内容について

①個別避難計画作成促進業務

ア 定義

普段から対象者本人と関わりのあるケアマネジャーなどの専門職が、対象者や家族に、避難行動要支援者支援制度の趣旨や個別避難計画作成の意義等を説明して、計画作成を働きかけ、計画作成等について同意確認する業務

イ 計画作成促進業務の対象者

市が調査票(計画様式)等を送付した作成対象の方のうち未提出者として、市が特定した方

ウ 業務内容

委託する業務は以下のとおりです。

避難行動要支援者支援制度等の説明	市から本業務を委託されていることや避難行動要支援者支援制度の趣旨、個別避難計画作成の意義、留意事項等について「訪問時チェックシート」(P9 参照)を使用して説明を行い、計画作成を働きかけます。
個別避難計画作成、提供に係る同意確認	個別避難計画の作成及び作成した計画を平常時から避難支援等関係者に情報提供することについて、同意の有無を確認します。

エ 留意事項

・対象者やその家族に対し、説明の結果、作成に不同意の場合は、調査票の質問2で、「同意しない」を選択し、ご返送ください。オンライン申請の場合、「計画を作成することに同意しますか。」の質問に「同意しない」を選択してください。

・対象者やその家族に対する説明は、概ね3回説明を試みても、対象者や家族等が聞く意思をもたず、説明が完了できない場合は、説明したものとみなしますので、「訪問時チェックシート」(P9参照)を市へ提出してください。

・対象者自ら専門職との個別避難計画作成を希望し、調査票を提出した場合は促進業務の対象にはならず、作成業務のみ委託の対象となります。

②個別避難計画作成業務

ア 定義

ケアマネジャーなどの専門職が対象者や家族と一緒に個別避難計画を作成し、市へ提出する業務

イ 計画作成業務の対象者

市が調査票(計画様式)等を送付した対象者のうち、自発的あるいは専門職による作成促進の結果、専門職との個別避難計画の作成を希望した方

ウ 業務内容

委託する業務は以下のとおりです。

対象者に係る防災に関する事項の確認	対象者の自宅の災害リスク、避難施設等について、計画作成前におおよその内容を把握します。
個別避難計画の作成	対象者や家族と面談のうえ、個別避難計画を作成します。

エ 留意事項

- ・計画作成中に、対象者が長期入院、死亡等により計画作成が中止になった場合は、計画が完成している場合に限り、委託料支払いの対象になります。
- ・避難支援者が見つからず、計画作成が中断した場合は、福祉総務課へご連絡ください。

(2)委託業務の手続について

①対象者の特定、受託の意向確認

- ・市で計画作成促進又は計画作成を委託する対象者を特定し、対象者を担当する事業所に受託の意向を確認します。
- ・個別避難計画関連の委託契約は、原則、電子契約で行うため、市から事業所へ「電子契約利用申出書」の提出を依頼します。
- ・電子契約は、クラウド上で契約書の確認を行い、電子署名により意思確認を行うため、イ

インターネット環境とメールアドレスが必要です。受託意思があるものの、電子契約ができない場合、福祉総務課までご連絡ください。

②契約方式

専門職が所属する福祉事業者と市との委託契約(単価方式)とします。

なお、専門職は以下の条件のいずれかを満たすものとします。

- ・介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員
- ・障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定一般相談支援事業者または指定特定相談支援事業所に所属する相談支援専門員
- ・児童福祉法に規定する障害児相談支援事業所に所属する相談支援専門員
- ・障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護事業所に所属する従業者
- ・市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者に所属する職員
- ・市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者に所属する職員
- ・障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定居宅介護事業所または指定重度訪問介護事業所に所属する従事者

③業務委託契約の締結

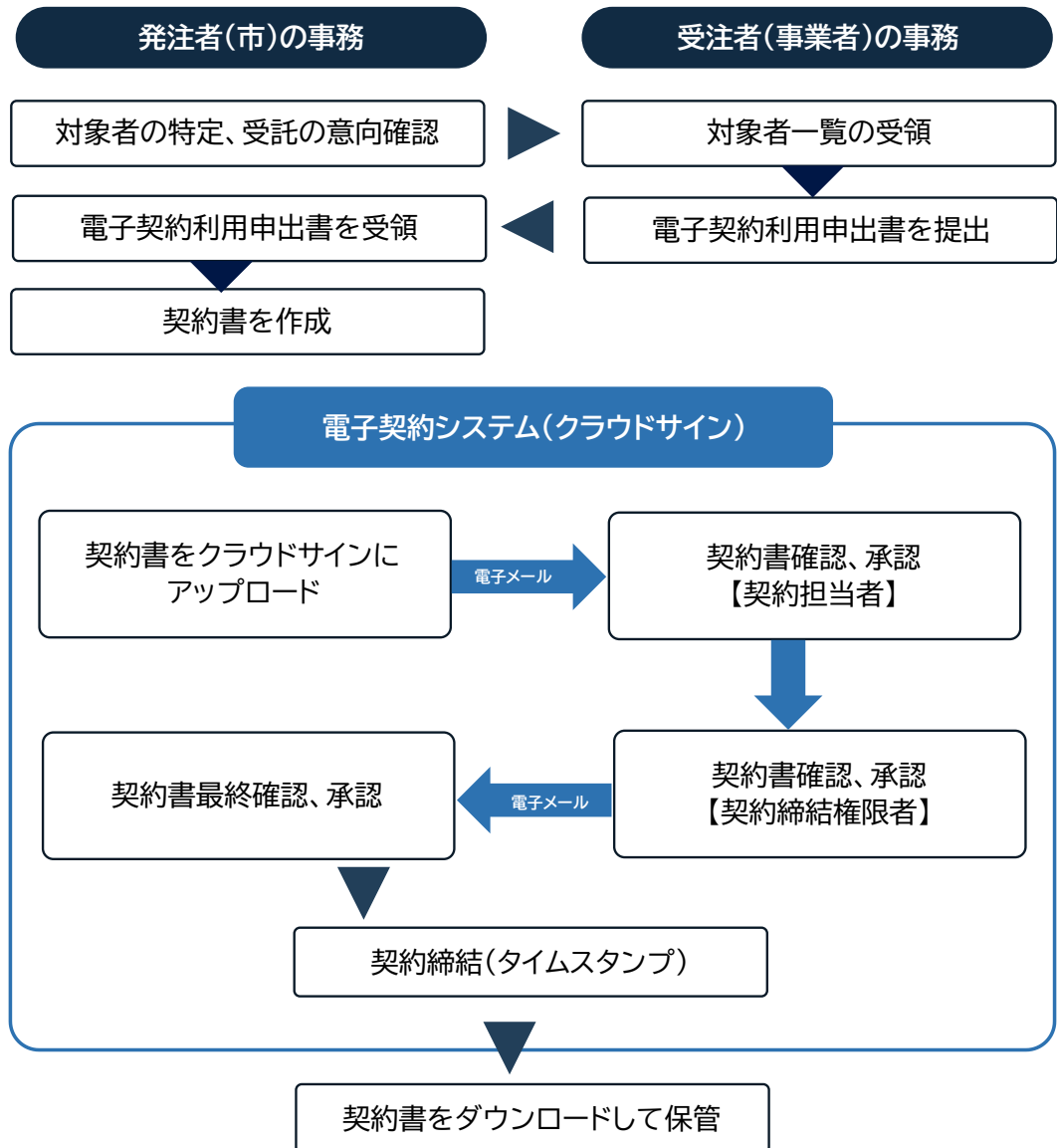
電子契約の詳細については、以下を参照してください。

町田市ホームページ

トップページ>事業者の方へ>入札・契約>契約課からのお知らせ>電子契約サービス導入について

URL:<https://www.city.machida.tokyo.jp/jigyousha/nyusatsu/announce/densikeiyaku.html>

電子契約フロー



④調査票の提出

事業所から市に、「個別避難計画作成のための調査票」を関係書類と併せてオンラインもしくは返信用封筒で提出します。

<提出の時期>

- ・受託後、概ね2ヵ月以内を目途に市に提出をお願いします。

⑤実績報告書及び請求書の提出

事業所ごとにお取りまとめいただき、市に以下の書類を提出します。委託料は、検査に合格した後、請求書に基づいて、お支払いします。

- ・町田市避難行動要支援者個別避難計画作成促進及び作成業務委託 実績報告書(P11)
- ・町田市避難行動要支援者個別避難計画作成促進及び作成業務委託 請求書(P12)

計画作成促進業務委託 訪問時チェックシート

1 本事業について

- ☐ この町田市個別避難計画作成促進業務委託事業(以下、「本事業」という。)は町田市(以下、「市」という。)が行うものです。
- ☐ 個別避難計画(以下、「計画」とは、高齢者や障がいのある人などのうち、災害時に自力で避難することが難しい方(避難行動要支援者)を対象に、災害時の避難に備えて作成しておく計画です。
- ☐ 対象者には、市から個別避難計画作成のための調査票(以下、調査票)を送付しています。
調査票は「質問部分」と「計画部分」があり、本チェックシートにおいて、「計画作成」とは、「質問部分」で計画作成に同意したうえで、「計画部分」を記入することを指します。
- ☐ 市では、本事業の対象となる方(以下、「ご本人」という。)の計画作成を、ご本人やご家族だけでは作成が難しい場合、普段からご本人と関わりのあるケアマネジャーや相談支援専門員などが所属する福祉事業者(以下、「作成者」という。)に委託して行っています。
- ☐ 本事業により 2026年度に計画作成を行う対象者は、以下のとおりです。
- (1)2026年度町田市避難行動要支援者名簿(基準日:4月1日)に掲載されていること。
- ①身体障害者手帳1級及び2級の者
 - ②愛の手帳1度及び2度の者(東京都)
 - ③介護保険要介護認定要介護3から5の者
 - ④その他市長が認める者
- ※施設入所者等は除く。
- (2)市が計画作成の優先度が高い者と認めた方
避難行動要支援者のうち、①、②のどちらにも該当する者とする。
- ①居住する地域におけるハザードの状況が以下のいずれかの場合
 - ア 風水害:浸水想定区域、土砂災害警戒区域
 - イ 地震:東京都が判定している地域危険度で、「総合危険度」が「ランク3以上」
 - ②対象者の心身状況等が以下のいずれかの場合
 - ア 介護保険要介護認定要介護4又は5の者
 - イ 障害支援区分4から6の認定を受けている者
- ☐ 計画の作成にあたって、ご本人やご家族などに費用負担はありません。
- ☐ 大規模災害が発生した直後は、行政が十分機能しないことも考えられます。計画作成を通じて、普段からご本人やご家族自身で避難行動を考えていただき、必要に応じて、地域やご関係の方と情報共有を行っておくことで、災害からご自身の命を守ることにつながります。

2 計画に基づく避難支援について

- ☐ この計画は、計画に基づく避難支援が必ず行われることを保証するものではありません。
災害時には避難支援者の不在や被災などにより避難支援が行えない可能性があります。

☐避難支援者の方をお願いするのは、あくまでもご自身の安全が確保できる範囲での支援です。対象者が被災されたことで、避難支援者の方が責任を問われたり、義務を負うものではありません。

3 計画作成の仕方について

☐計画は、避難支援実施のため配慮すべき事項や避難場所等を記載したもので、ご本人又はその家族等が、災害時にどのような支援を得て避難行動をとればよいのか、ということについて、記録しておくものです。また、避難とは、必ずしも避難施設へ移ることを意味するものではありません（在宅避難、1階から2階などへの垂直避難も可。）

☐この計画は、本人・ご家族から作成依頼があった場合、作成者が、ご本人またはご家族等と面談や話し合いを介して、ご本人又はそのご家族等の意向を確認し（意向を反映させて）作成します。

☐避難支援者について、地域やご関係の方をお願いする場合には、まずは、ご本人やご家族などから、お話しいただくようお願いいたします。

4 計画の取扱いについて

☐計画は、「①ご本人またはご家族」、「②市」および「③作成者」が1部ずつ保管します。

☐災害対策基本法第49条の規定に基づき、この計画に記入した情報は、災害に備え、平常時から計画作成や避難支援を行う関係者と共有します。また、災害が発災し、または発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援を行う関係者その他の者に対し、この個別避難計画の情報を共有します。

上記の項目について、説明を受けました。

年 月 日

署名または代理署名

町田市避難行動要支援者個別避難計画作成促進及び作成業務委託 実績報告書

－記入例－

20××年 ××月 ××日

町田市長 宛て

代表者印の押印をしてください。

法人名：社会福祉法人 ●●会

法人住所：東京都町田市×× 1-2-3

法人代表者名：理事長 ▽▽ △△

印

事業所ごとに1枚ずつ提出してください。

事業所名：居宅介護事業所 ◇◇園

20××年度に受託した個別避難計画作成促進及び作成業務について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

No.	対象者氏名	作成者氏名	促進・作成の別	完了日
1	○× △□	×× ××	促進 / 作成	20××年○月○日
2			促進 / 作成	
3			促進 / 作成	
4			促進 / 作成	
5			促進 / 作成	
6			促進 / 作成	
7			促進 / 作成	
8			促進 / 作成	
9			促進 / 作成	
10			促進 / 作成	

担当者の氏名、連絡先電話番号を記入してください。

担当者

氏名：□□ ○○

電話：XXX-XXX-XXXX

町田市避難行動要支援者個別避難計画作成促進及び作成業務委託 請求書

－記入例－

年 月 日

町田市長 稲垣 康治 様

法 人 名： 社会福祉法人 ●●会

法 人 住 所： 東京都町田市×× 1-2-3

法人代表者名： 理事長 ▽▽ △△

20××年度に受託した個別避難計画作成促進及び作成業務について、下記のとおり請求いたします。

記

件名：個別避難計画作成促進及び作成業務委託

請求額には必ず「¥」マークを
額の前に記入してください。

請求額： _____ ¥30,000 円

(内訳 促進業務単価 3,000 円 × 促進件数 _____ 3 件
作成業務単価 7,000 円 × 作成件数 _____ 3 件

=請求額 ¥30,000 円)

同じ額を記入してください。

【注意】

振込先は町田市への債権者登録されている口座番号へ振り込みます。
町田市への債権者登録が済んでいない場合は、別途債権者登録が必要です。

3 計画の作成ステップ

STEP 1 質問部分の記入

個別避難計画作成のための調査票

各質問のあてはまる方に
チェック「✓」してください。

この調査票が送られたご本人についてご回答ください。

質問1 現在、施設へ入所または長期(1年程度)で入院していますか。

☒ はい (施設名称: ○○ホーム) → 調査終了です。本調査票を返信用封筒に入れてご返送ください。

☐ いいえ

質問2 災害に備えて、避難

個別避難計画の作成は、ご本人の同意を必須にしています。

☒ 同意します → 署名欄を記入し、次ページに進んでください。
・記入が終わったら、質問3に回答してください。
・記入できない項目があった場合、質問4も回答してください。

☐ 同意しません (理由:)
→ 調査終了です。本調査票を返信用封筒に入れてご返送ください。

<署名欄>

記入日	20×× 年 ○ 月 ○ 日
本人署名 (代理署名であっても必ず本人の名前を記入して下さい)	○○ ○○
代理署名者	
氏名【 ◇◇ ◇◇ 】	本人との関係【 夫 】

本人による署名が不可能な場合は、
代理人による署名が認められます。



以下の質問は、必ずご本人やご家族に確認し、「同意します」を選択してください。

ご本人やご家族に確認し、「同意します」を選択してください。

質問3 災害に備えて、調査票に記入した情報を平常時から市と支援者や福祉専門職等と共有することに同意しますか。

☒ 同意します

☐ 同意しません

質問4 記入ができない箇所があった場合、その理由を教えてください。

☐ 記入を支援する人がいない → 障害アセスメントや専門職へ作成を依頼したい

専門職が作成支援する場合、回答は不要です。

☐ 避難先

☐ 避難を支援する人がいない

☐ その他 ()

個別避難計画は、災害時に避難行動の支援が必ずなされることを保障するものではなく、また、避難支援を行う関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

Q. 記載した情報は、誰に共有されますか？

A. 作成した計画は、「災害対策基本法」に基づき、平常時から以下の人と共有する必要があります。

- 対象者本人(及びその家族)
- 安否確認をする方や、避難を手助けする方
- 一緒に計画作成を行う方
(福祉専門職等に作成を依頼する場合など)
- 町田市(作成した計画は、市に提出します)

また、実際に災害が起こった場合や、風水害など、災害が発生するおそれがある場合などは、対象者の命を守るための支援に必要な限度で、その他、避難等の支援を行う関係者などにも情報を共有します。

STEP2 計画部分の記入

1 基本事項					
フリガナ	xxx xxx	年齢	85 歳	生年月日	19XX 年 4 月 1 日
氏名	〇〇 〇〇	性別	女		
住所	町田市 〇〇町x-x				
心身の状況	☐ 身体障害者手帳() ☐ 愛の手帳() ☒ 介護認定 (要介護4) ☐ 在宅人工呼吸器使用 ☐ その他 ()				
連絡先	電話	1つ以上記入		☐ 一戸建て⇒主に()階で生活 ☐ アパート・マンション ⇒()階建ての	
	FAX			1つ以上記入	
	メール				
同居人	☐ 一人暮らし ☒ 同居人がいる ☐ 同居人はいるが、日中は一人である				
緊急時の連絡先(家族等) ①	フリガナ	XXX XXX	連絡先	電話	042-xxx-xxxx
	氏名	〇〇 ◇◇		FAX	同上
	本人との関係	☐ 子 ☒ 夫 ☐ 妻 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他()			
	住所	☒ 同居 ☐ 別居 ⇒ ※別居の場合のみ記入			
緊急時の連絡先(家族等) ②	フリガナ	XXX XXX	連絡先	電話	090-xxxx-xxxx
	氏名	〇〇 △△		FAX	
	本人との関係	☒ 子 ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他()			
	住所	☐ 同居 ☒ 別居 ⇒ 東京都〇〇区〇〇町 X-X-X			
担当のケアマネジャー・相談支援専門員等	事業所名	介護支援サービス〇〇			
	フリガナ	XXX XXX	連絡先	電話	042-xxx-xxxx
	担当者名	□□ □□		FAX	
	☒ ケアマネジャー ☐ 相談支援専門員 ☐ その他()				
配慮が必要なこと	☒ 会話や文字の理解(支援方法: 耳が聞こえにくいため、声掛けは正面から行う。) () ☒ 移動(支援方法・使用用具等: 車いすかストレッチャーを使用する。) () ☒ 認知症の症状がみられる(具体的な配慮: 危険の判断が難しく、避難の判断は周囲の人と行う。) () その他、本人の状況やそれに伴う配慮事項、服薬やアレルギー等の注意点など ※書ききれない場合等、必要に応じて別紙を添付 ・毎食後と寝る前に薬を服用している。 書ききれない場合は別紙(任意の用紙)を添付してください。				
この計画と一緒に、おくすり手帳やヘルプカードなど、必要な支援が分かるものを保管しておきましょう					

Q. 緊急連絡先・支援者欄への記載は支援者の同意が必要ですか？

- A. 緊急連絡先や支援者欄に個人情報を記入する際は、必ず相手の同意を得てから記入してください。

Q. 作成した計画はどのように使われますか？

- A. 作成した計画は、市に提出後、副本としてまとめます。副本は、本人と支援者が持ち、災害に備えます。

Q. 作成する時はどのような状況を想定するのがいいですか？

- A. 災害はいつ発生するか予測できません。全ての状況を想定することは難しいため、自宅で普段過ごしている状況を想定して計画を作成してください。

Q. 個別避難計画に添付しておきたい資料がある場合はどうすればよいか？

- A. 任意の様式で、別添資料を添付することは可能です。

「2. 地震の避難計画」の記入例

2 地震の避難計画

(1) 地震の安否確認者

- ☒ 緊急連絡先①と同じ
☐ 緊急連絡先②と同じ

⇒ いずれかにチェックした場合は(2)へ

フリガナ	
氏名	
本人との関係	☐ 地域の支援者(近隣住 ☐ 福祉・医療等の専門職
住所	

緊急時の連絡先①(②)と安否確認者が異なる場合は、安否確認者の氏名・連絡先・本人との関係・住所の記入が必要です。

(2) 地震の安否確認方法

- ☒ 会って確認 ☐ 災害用伝言ダイヤル ☐ 災害用伝言板
☐ その他 ()

(3) 地震の避難先

- ☒ 自宅(在宅避難) ⇒ チェックした場合は(4)へ
☐ 自宅外 ⇒ 市が開設する避難施設の場合は避難先名称のみ記入

避難先名称	〇〇中学校
避難先住所	

市が開設する避難施設の場合は、「避難先住所」は記入不要です。

(4) 地震の避難支援者

- ☐ 緊急連絡先①と同じ
☐ 緊急連絡先②と同じ
☐ 地震の安否確認者と同じ ⇒ いずれかにチェックした場合は(5)へ

フリガナ	XXX XXX	連絡先	☒ 電話 ☐ FAX ☐ メール
氏名	◆◆◆◆		(042-XXX-XXXX)
本人との関係	☐ 地域の支援者(近隣住民等) ☐ 福祉・医療等の専門職 ()	☒ 同居していない家族・親族 ☐ 友人・知人 ☐ その他 ()	
住所	町田市〇〇町△ー△ー△		

(5) 地震の避難時の移動方法

移動手段	☒ 徒歩 ☐ その他 ()
地震の避難での留意点	車いすで移動するが、路面状況によっては背負って移動が必要なため、あらかじめ近隣住民に協力を呼びかけておく。

3 風水害の避難計画

(1) 風水害の避難先

- ☐ 自宅(在宅避難) ⇒ チェックした場合は(2)へ
☐ 自宅外 ⇒ 市が開設する避難施設の場合は避難先名称のみ記入

避難先名称	
避難先住所	

(2) 風水害の避難支援者

- ☐ 緊急連絡先①と同じ
☐ 緊急連絡先②と同じ
☐ 地震の安否確認者と同じ
☐ 地震の避難支援者と同じ

大地震発生後の状況を想定して検討し、記入します。

フリガナ		連絡先	☐ 電話 ☐ FAX ☐ メール
氏名			()
本人との関係	☐ 地域の支援者(近隣住民等) ☐ 福祉・医療等の専門職 ()	☐ 同居していない家族・親族 ☐ 友人・知人 ☐ その他 ()	
住所			

Q.「地震の安否確認者」は誰が該当しますか？

A. 例えば、同居家族(同居人)、同居していない家族や親族、地域の支援者、友人・知人などが該当します。

Q.「安否確認方法」はどのような方法がありますか？

A. 例えば、下記のような方法があります。

- ・同居、または近隣に住んでいる場合は直接見に行く
- ・大地震の後は電話がつながりにくいため、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板を利用して安否を知らせる

災害用伝言ダイヤルとは…

- ・「171」に電話をかけ、伝言を録音するには「1」を、伝言を聞くには「2」をダイヤルします。その後、電話番号を市外局番からダイヤルすると伝言を録音(または再生)できます

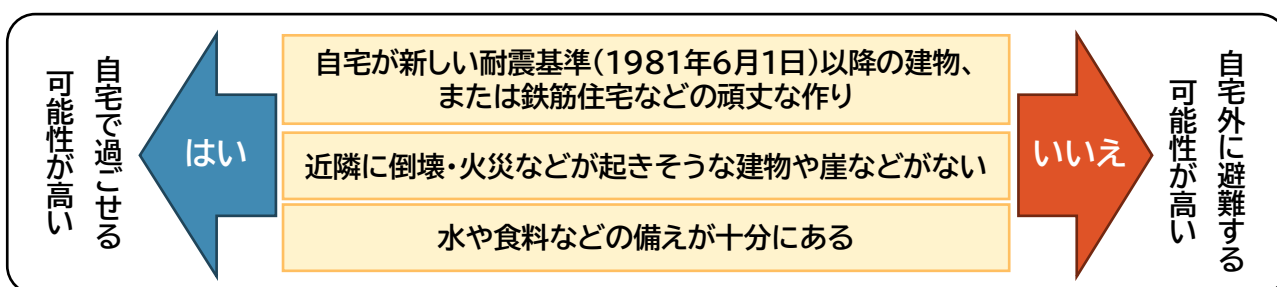
災害用伝言板とは…

- ・携帯電話各社が行う、災害用のサービスです。使い方は共通で、被災した地域の人がインターネットを経由して災害用伝言板にアクセスして安否情報を登録できます。安否を確認したい人は相手の電話番号を入力すると、伝言を確認し、追加の伝言を登録することが可能です。

Q.どのような状況であれば「在宅避難」ができますか？

A. 災害が起きた後、自宅が安全であれば自宅で生活(在宅避難)ができる可能性があります。下記を参考に、自宅の安全性を確認しましょう。

※調査票で「自宅(在宅避難)」と記入した場合でも、災害が起こった際に危険を感じる状況(自宅が倒壊する危険がある場合・生活できない程度に被災した場合など)になったら、自宅外に避難してください。



Q.「地震の避難先」はどのような場所がありますか？

A. 災害時に避難することを事前に調整できる避難先(親戚・知人宅や町内会館等)があるか確認しましょう。調整できる場所がある場合は、その場所が避難先となります。調整できない場合、市が開設する避難施設が避難先となります。

- 避難先が調整できる…調査票の「(3)地震の避難先」に記入
- 避難先が調整できない…市が開設する避難施設を確認し、調査票の「(3)地震の避難先」に記入

※市が開設する避難施設の確認方法については、P24 参照

「3. 風水害の避難計画」の記入例

2 地震の避難計画

- (1)地震の安否確認者 ☐ 緊急連絡先①と同じ ☐ 緊急連絡先②と同じ ⇒ いずれかにチェックした場合は(2)へ

フリガナ		連絡先	☐ 電話 ☐ FAX ☐ メール
氏名			()
本人との関係	☐ 地域の支援者(近隣住民等) ☐ 福祉・医療等の専門職 ()	☐ 同居していない家族・親族 ☐ 友人・知人	☐ その他()
住所			

- (2)地震の安否確認方法 ☐ 会って確認 ☐ 災害用伝言ダイヤル ☐ 災害用伝言板 ☐ その他 ()

- (3)地震の避難先 ☐ 自宅(在宅避難) ⇒ チェックした場合は(4)へ ☐ 自宅外 ⇒ 市が開設する避難施設の場合は避難先名称のみ記入

避難先名称	
避難先住所	

- (4)地震の避難支援者 ☐ 緊急連絡先①と同じ ☐ 緊急連絡先②と同じ ☐ 地震の安否確認者と同じ ⇒ いずれかにチェックした場合は(5)へ

フリガナ		連絡先	☐ 電話 ☐ FAX ☐ メール
氏名			()
本人との関係	☐ 地域の支援者(近隣住民等) ☐ 福祉・医療等の専門職 ()	☐ 同居していない家族・親族 ☐ 友人・知人	☐ その他()
住所			

- (5)地震の避難時の移動方法

移動手段	☐ 徒歩 ☐ その他 ()
地震の避難での留意点	

3 風水害の避難計画

- (1)風水害の避難先 ☐ 自宅(在宅避難) ⇒ チェックした場合は(3)へ ☒ 自宅外 ⇒ 市が開設する避難施設の場合は避難先名称のみ記入

避難先名称	息子(〇〇 △△)の家
避難先住所	東京都〇〇区〇〇町 X-X-X

市が開設する避難施設以外に避難する場合、「避難先住所」も記入が必要です。

- (2)風水害の避難支援者 ☐ 緊急連絡先①と同じ ☐ 緊急連絡先②と同じ ☐ 地震の安否確認者と同じ ☐ 地震の避難支援者と同じ } いずれかにチェックした場合は(3)へ

フリガナ	XXX XXX	連絡先	☒ 電話 ☐ FAX ☐ メール
氏名	〇〇 ▲▲		(090-XXXXX-XXXXX)
本人との関係	☐ 地域の支援者(近隣住民等) ☐ 福祉・医療等の専門職 ()	☒ 同居していない家族・親族 ☐ 友人・知人	☐ その他()
住所	東京都〇〇区〇〇町 X-X-X		

- (3)風水害の避難時の移動方法

移動手段	☐ 徒歩 ☐ 電車 ☐ その他 ()
風水害の避難での留意点	車の乗り降りが大変なので、雨風が強まる前の避難を心がける。 息子の妻が自家用車で迎えに行き、夫と一緒に避難する。

雨風が強まる状況を想定して検討し、記入します。

Q. 災害時に想定される被害はどのくらいですか？

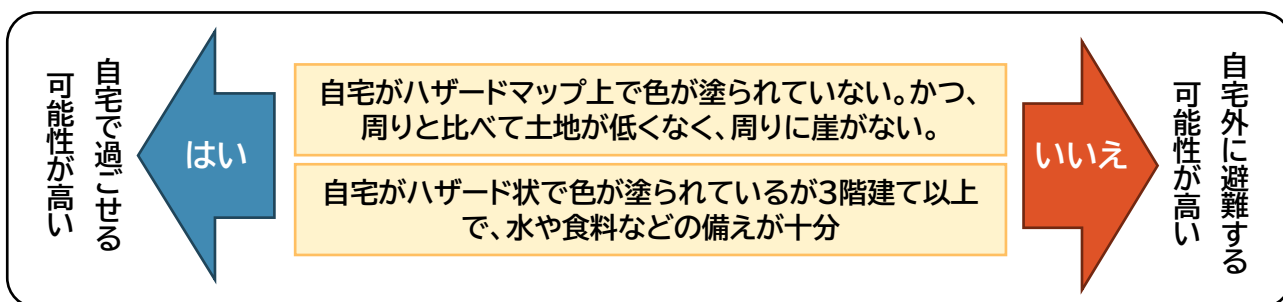
- A. 「町田市洪水・土砂災害ハザードマップ」を確認ください。自宅周辺がハザードマップ上で色が塗られているか等、自宅周辺のハザードの状況を確認しましょう。

※町田市洪水・土砂災害ハザードマップについては、P22 参照

Q. どのような状況であれば「在宅避難」ができますか？

- A. 災害が起きた後、自宅が安全であれば自宅で生活(在宅避難)ができる可能性があります。下記を参考に、自宅の安全性を確認しましょう。

※調査票で「自宅(在宅避難)」と記入した場合でも、災害が起こった際に危険を感じる状況(自宅が倒壊する危険がある場合・生活できない程度に被災した場合など)になったら、自宅外に避難してください。



Q. 「風水害の避難先」はどのような場所がありますか？

- A. 災害時に避難することを事前に調整できる避難先(親戚・知人宅や町内会館等)があるか確認しましょう。調整できる場所がある場合は、その場所が避難先となります。調整できない場合、市が開設する避難施設が避難先となります。

- 避難先が調整できる…調査票の「(1)風水害の避難先」に記入
- 避難先が調整できない…市が開設する避難施設を確認し、調査票の「(1)風水害の避難先」に記入

※市が開設する避難施設の確認方法については、P24 参照

風水害は事前にある程度予測ができるため、公共交通機関が動いているうちに遠方の知人宅などに避難することも可能です。気象情報をこまめに確認し、避難先が遠方の場合は、早めの避難を心がけるよう促しましょう。



※【参考】対象者や防災に関する情報(ハザードマップや避難場所等)の確認

☒対象者の自宅の災害リスクを「ハザードマップ」を見て確認します。

- ・地震と大雨・洪水では災害のリスクや開設される避難施設が異なる場合があります。
- ・該当する地区の各種マップを確認し、避難施設や自宅周辺の危険な箇所を事前に確認してください。

町田市の防災マップ・ハザードマップ

◆「町田市防災マップ」

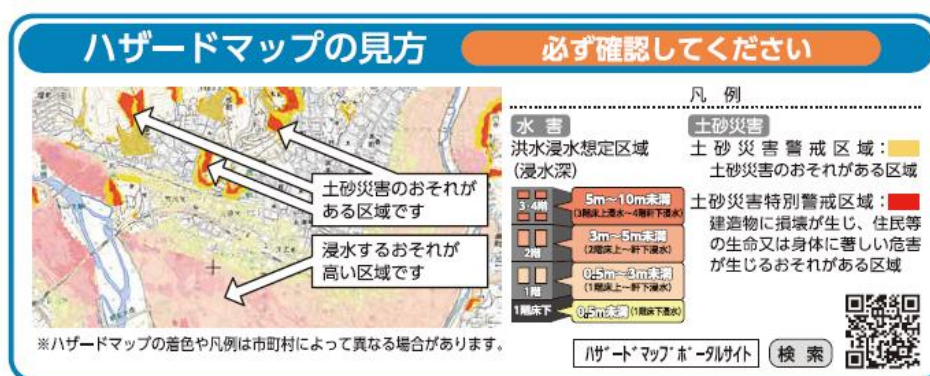
- ・地震時の市内の避難施設・避難広場等を掲載しています。



◆「町田市洪水・土砂災害ハザードマップ」

- ・大雨・洪水時に想定される浸水深や土砂災害警戒区域、避難施設等を掲載しています。

町田市 ハザードマップ



(引用:内閣府「避難行動判定フロー・避難情報のポイント」)

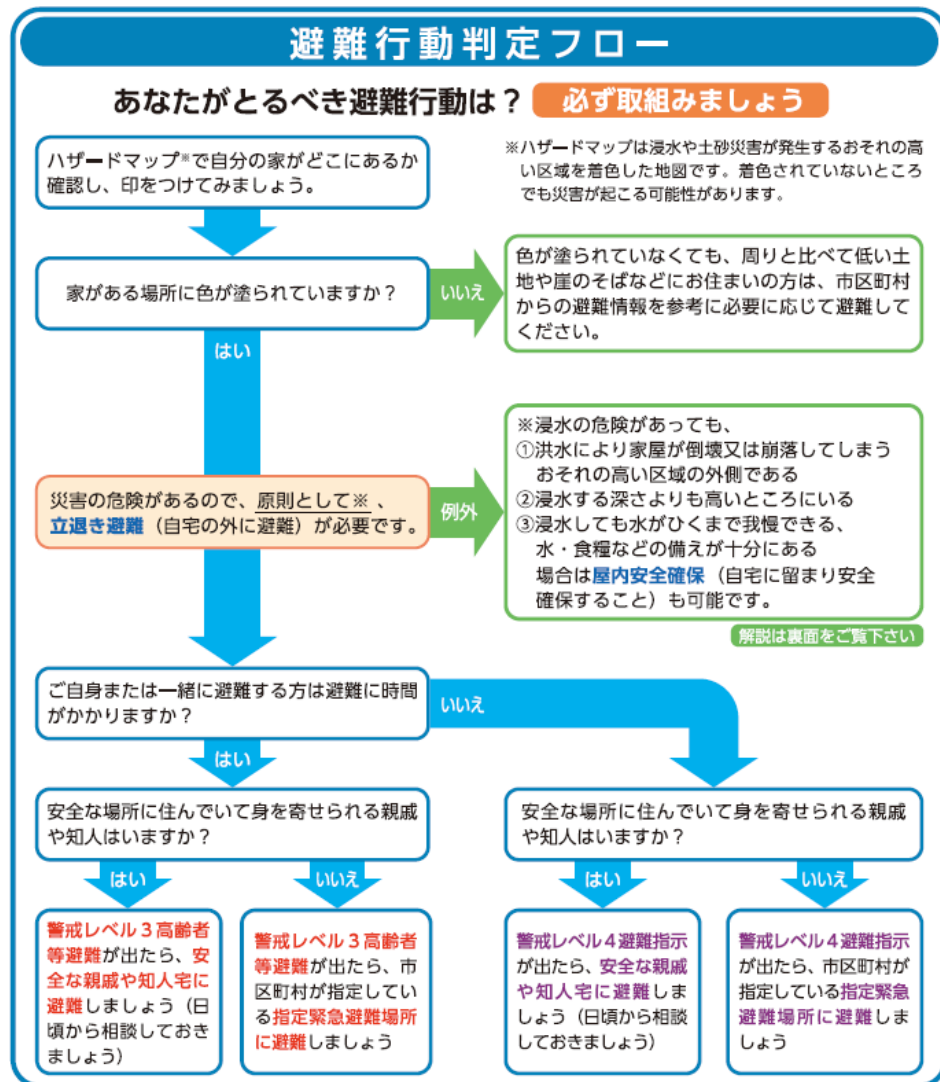
☒ここはチェック！

Q 「町田市洪水・土砂災害ハザードマップ」で、色が塗られている箇所と塗られていない箇所があるのですが、計画作成上、どの様に考えればよいでしょうか？

A 風水害の場合で、「対象者の自宅の場所に色が塗られていない」、かつ「自宅の倒壊や崩落の恐れがない」場合には、原則として「在宅避難(自宅に留まる)」になります。

逆に、「自宅の場所に色が塗られている」、または塗られていなくても「自宅の倒壊や崩落の恐れがある」場合には、原則として「避難する(自宅に留まらない)」になります。

詳細は、次ページの内閣府「避難行動判定フロー」を参照下さい。



（引用：内閣府「避難行動判定フロー・避難情報のポイント」）

☒ 対象者の自宅付近の避難施設等を確認します。

- ・確認したハザードマップの情報をふまえ、災害時の避難先について検討します。
- ・在宅避難が難しい場合は、まず、親族宅や知人宅など、対象者が安心して避難できる避難先を検討し、避難先がない場合は市が開設する避難施設も検討します。
- ・市が開設する避難広場・避難施設は、市ホームページでご確認ください。
（次ページの二次元コードから確認できます。）

町田市の指定避難施設（避難所）

◆「避難施設（避難所）」とは？

- ・地震による自宅倒壊等、住居を失った被災者の仮宿泊施設となる場所。
学校の体育館等の屋内施設。（学校にはオープンスペースとして校庭があるため、避難施設は避難広場も兼ねる。）

◆「避難広場（避難場所）」との違いは？

- ・避難広場は、大きな地震が発生した場合などに、一時的な避難や自主防災組織（町内会・自治会等）が互いの確認を行なうために集合する場所。（大きな公園や学校の校庭など）

避難施設（避難所）はこちらから確認できます！



地震の場合



風水害の場合

☑ここはチェック！

Q. 専門職が事前準備で調べた内容は、あらかじめ個別避難計画に記載したうえで、対象者本人や家族等と作成してもいいでしょうか？

A. 事前に準備をすることにより、個別避難計画の作成がスムーズに行えます。一方で、調べた内容については、対象者本人やご家族等と一つ一つ一緒に確認することにより、新たな気づきも期待できるため、個別避難計画への記載は、対象者本人やご家族等と一緒に行ってください。

計画を作ってみましょう！

オンラインによる計画作成・提出



個別避難計画の作成、市への提出をオンラインで行うことができます。

準備するもの

- ・スマートフォンまたはパソコン
- ・お薬手帳などの任意で計画に追加する添付ファイル
(5MB まで 許容ファイル:pdf、docx、xlsx、zip)



1

申請ページへのアクセス

インターネットに接続し、以下 URL から、オンライン申請を行う
届出のGraffer^{グラファァー}の申請画面を開きます。

URL:<https://ttzk.graffer.jp/city-machida/smart-apply/apply-procedure-alias/kobetuhinan>



2

申請方法

電子申請ページから Graffer のアカウントでログイン、もしくはアカウントを新規作成し、ログインしてください。

※アカウント登録がなくても、メールアドレス認証によりゲスト利用が可能です
が、申請時間制限(30分)や入力内容の一時保存、送信履歴の確認等、一部機能が制限されます。

3

申請内容の入力

利用規約に同意後、申請内容を入力します。また、必要に応じて、ファイルを添付できます。

すべての入力が完了すると申請内容の確認画面が開きますので、内容の確認をします。確認完了後、次のページの「この内容で申請する」ボタンをクリックします。

4

申請終了

申請が完了すると、「受付完了メール」が届きます。

内容をよく確認のうえ、修正等がある場合は、福祉総務課までご連絡ください。

申請内容の審査が完了したら「申請完了メール」が届きます。

これで申請は完了です。

4 副本の受け取りと共有

作成した計画は、市が副本を作成し、対象者本人と避難を支援する関係者に送付します。
専門職が作成を行った場合は、専門職にも副本を送付します。

副本を対象者本人と避難を支援する関係者で共有し、災害に備えます。

5 計画の管理・更新

(1) 計画の管理

個別避難計画には、対象者本人の氏名、住所、身体的状況等の他、家族や避難支援者の大切な個人情報に記載されており、厳重に取扱う必要があります。

災害対策基本法第49条の規定に基づき、個別避難計画に記入した情報は、災害に備え、平常時から計画作成や避難支援を行う関係者と共有します。

また、災害が発災し、発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援を行う関係者その他の者に対し、この個別避難計画の情報を共有します。

個別避難計画の提供を受けた方は、災害対策基本法に基づき守秘義務が課されます。そのため、作成した個別避難計画(副本)の管理についても、適切な保管が求められます。

管理上の注意事項

<対象者本人又は家族等>

- 個別避難計画は、災害時等にすぐに確認できる場所に保管する。
※ただし、関係者以外が閲覧など出来ないような場所を選ぶ。
- 年に1回程度を目安に定期的に記載内容の点検を行い、心身の状況や避難支援者、避難経路等の変更が生じた場合は、「個別避難計画」を最新の状態に更新する。

<専門職>

- 事業所内において、災害時等にすぐに確認できる方法で保管する。
- 守秘義務を守り、情報の取り扱いに注意し、目的外の使用はしない。
- 年に1回程度を目安に定期的に記載内容の点検を行い、対象者の心身の状況や避難支援者、避難経路等の変更が生じた場合は、「個別避難計画」を最新の状態に更新する。
- 不要となった個別避難計画は、福祉総務課に返却するか、シュレッダーで裁断処理するなどして適切に破棄する。

<避難支援者(地域の方など)>

- 「個別避難計画」を災害時等にすぐに確認できる場所に保管する。
※ただし、関係者以外が閲覧など出来ないような場所を選ぶ。
- 守秘義務を守り、情報の取り扱いに注意し、目的外の使用はしない。
- 何らかの理由で避難支援者を外れる場合は、速やかに対象者に申し出る。

(2)計画の更新

対象者本人の心身の状況や、取り巻く環境の変化に伴い、個別避難計画の見直しが必要になる場合があります。避難の実効性を高めるためにも、定期的に個別避難計画の点検が必要です。

本事業やこのハンドブックに関するお問い合わせ

住所及び担当部署	連絡先
〒194-8520 町田市森野2-2-22 地域福祉部福祉総務課事業係	電話：042-724-2537 FAX：050-3101-0928

ハザードマップや避難施設に関するお問い合わせ

	住所及び担当部署	連絡先
ハザードマップに 関すること	〒194-8520 町田市森野2-2-22 防災安全部防災課計画担当	電話：042-724-3218 FAX：050-3085-6519
避難施設や備蓄物資に 関すること	〒194-8520 町田市森野2-2-22 防災安全部防災課地域防災担当	電話：042-724-2107 FAX：050-3085-6519

第3章 個別避難計画に関する Q&A

1 個別避難計画作成の背景・効果について

Q1 事業実施の背景を知りたい。

A1 全国的に大規模災害が頻発し、高齢者や障がい者が犠牲となっている近年の災害状況から、2021 年の災害対策基本法一部改正において、市町村長は、避難行動要支援者の個別避難計画作成に努めることが示されました。

国の取組指針では、改正法施行後からおおむね 5 年で「優先度の高い者」の個別避難計画の作成が求められています。

Q2 個別避難計画の作成メリットを知りたい。

A2 個別避難計画の作成を通じて、災害発生時にどう行動すればよいか、どこに避難するか、どの様に関係者が協力し合えばよいかなど、平時から対象者本人や家族・関係者間で確認しておくことで、本人が円滑に避難できる可能性が高まるとともに、本人の避難行動を周囲で支える方々にとっても、あらかじめ行動指針を把握できるため、二次災害を防ぐことにつながります。

2 個別避難計画の作成対象者および対象者への対応について

Q3 避難行動要支援者名簿の対象者は、本人の申し出により名簿へ登載されるのか。手帳や介護度の規定に該当しない方は名簿の対象とはならないのか。

A3 障がい者手帳や介護度等の一定要件に該当する方は、市で保有する情報を基に、自動的に避難行動要支援者へ登載するため、本人の申し出は必要ありません。

ただし、何らかの事情により手帳や介護度等の名簿登載の要件に該当しない方でも、専門職によって同等の支援が必要という申し出があれば名簿に登載されます。

Q4 避難行動要支援者名簿には市内で何人が登載されているのか。

A4 2026 年度の名簿掲載者数は、9,017 人です。

Q5 個別避難計画を作成する対象者数は市内で何人か。

A5 2026 年度は、市が作成する避難行動要支援者名簿のうち、「ハザードの状況」と「心身の状況」を考慮して、作成の「優先度が高い方」約700名を作成対象者としています。

Q6	計画作成の「優先度が高い者」とはどのような人か。
A6	避難行動要支援者名簿の登載者のうち、以下の①、②のどちらにも該当する者とします。 ①居住する地域におけるハザードの状況が以下のいずれかの場合 ア 風水害:浸水想定区域、土砂災害警戒区域 イ 地震:東京都が判定している地域危険度で、「総合危険度」が「ランク3以上」(※「ランク3」は、町田市内では森野3丁目のみです) ②対象者の心身状況等が以下のいずれかの場合 ア 介護保険制度において要介護4又は5の認定を受けている者 イ 障害支援区分4から6の認定を受けている者 ウ 医療的ケア児、重症心身障がい児、在宅人工呼吸器使用者
Q7	「優先度の高い者」以外の方から計画の作成依頼があった場合はどのように対応すればよいか。
A7	計画作成促進・計画作成に係る業務委託の作成対象外の方となりますので、市ホームページの様式・手引き等をご案内のうえ、本人自ら(家族・友人・知人等を含む)作成し、ご自身で市に提出するよう伝えてください。 本人自らの作成が難しいといわれた場合は、福祉総務課へご連絡ください。
Q8	「優先度が高い者」以外の個別避難計画はどのように作成を進めるのか。
A8	2026年度は「優先度が高い者」の計画を作成していきます。それ以外の方については、その後、できるだけ早期に着手する予定です。
Q9	本人が施設入所や長期入院等で、自宅へ1年以上戻る予定がない場合も個別避難計画を作成するのか。
A9	こうしたケースは、施設・病院の避難計画に基づく対応が可能となりますので、個別避難計画は作成しません。 調査票の質問1で回答してください。
Q10	個別避難計画の作成対象者本人が、計画作成後に施設入所・長期入院・転出・死亡した場合、作った計画をどのようにすればよいか。
A10	福祉総務課へ返却か、裁断等による処分をお願いします。

3 個別避難計画の作成・作成促進業務内容について

Q11 個別避難計画を作成するうえで、本人の同意を得るのはなぜか。

A11 計画内容について、市が保管し、関係機関へ情報提供すること、また、災害時に避難が保障されるものではないことにご理解をいただくためです。

災害対策基本法上、市町村長は個別避難計画を作成することが努力義務となっていますが、「同意が得られない場合はこの限りでない」とされており、計画の作成には同意を得ることが前提になります。

Q12 個別避難計画の作成に対象者本人が同意しない場合はどうなるか。

A12 本人同意が得られない場合、市では、調査票を受け取ることができません。

チェックシートの署名の項目に不同意であったことを記録し、作成促進業務において報告してください。

Q13 介護保険と障がい福祉サービスを併用している方は、どちらの事業所が作成するのか。

A13 原則として、居宅介護支援事業所に作成をお願いします。

ただし、居宅介護支援事業所、計画相談支援事業所、生活介護事業所の協議のもと、いずれかが作成していただいても問題ありません。委託料は個別避難計画を作成した事業所が請求してください。

Q14 避難支援者はどのように決めればよいか。

A14 避難支援者は、できるだけ早く駆け付けられるように、家族や隣近所の顔見知りの方などにご協力いただくことが望めます。

日頃から親しくしている方が対象者本人の身近にいる場合は、避難支援者としてお願いしてください。

Q15 福祉専門職に避難支援者になってほしいと頼まれたらどうすればよいか。

A15 災害発生時に、福祉専門職が、担当する全ての要支援者に声掛けや避難支援を行うことは難しいため、基本的には、それ以外の方を避難支援者とするよう、対象者本人等へ丁寧に説明してください。

Q16 計画に記載された避難支援者には、避難支援の義務が発生するのか。

A16 避難支援者自身も被災者となることが想定されますので、避難支援の義務は生じません。避難支援者においても、まずは自分と家族の安全を確保し、その上で、状況に応じた避難支援の行動をお願いするものです。

Q17 本人・家族から、「災害が起こったら、避難支援者に必ず助けてほしい。」と言われたが、どう答えればよいか。

A17 災害はいつ発生するか予測できず、また、避難支援者自身も被災者となる可能性が高いため、必ず助けることを約束するのは不可能です。

個別避難計画は、あくまで避難の実効性を高めていくために作成するものであり、避難支援者の法的責任や義務は発生しません。これらのことをご理解いただいたうえで、計画作成を進めてください。

Q18 対象者本人が孤立しており、避難支援者の選定ができない。

A18 災害時は「自助」「共助」が重要なため、本人の状態や配慮事項を把握している家族・親族による避難支援が基本となりますが、これらの方がいない場合は、友人・知人、地域の方等に依頼できないか幅広く検討してください。

その上で、どうしても支援を依頼できる相手が見つからない場合は、空欄でご提出ください。

Q19 市から受託した計画作成促進業務・計画作成業務において、対象者が、途中で施設入所・長期入院・転居・死亡となった場合、支払い請求は可能か。

A19 計画作成促進業務においては、本人から依頼書を受領済みであれば支払い可能となります。

計画作成業務においては、個別避難計画が作成済みであれば支払い可能となります。

Q20 個別避難計画を作成完了した対象者が、短期間(1年未満)入院することになった場合の対応を知りたい。

A20 短期間(1年未満)の入院であれば避難行動要支援者名簿の登載要件からは外れないため、対象者の個別避難計画は、引き続き、適切に保管してください。

ただし、退院見込みがなくなるなど、長期(1年以上)に渡って在院する場合は、名簿対象から外れますので、調査票を福祉総務課へご提出ください。

Q21 市からの委託ではなく、専門職による独自の判断で個別避難計画の作成促進や作成を行った場合、作成費用の支払いを受けられるか。

A21 ご質問のケースは作成費用を支払えません。

市が計画作成を委託していない対象者から計画作成を依頼された場合は、状況を確認しますので、作成前に必ず福祉総務課にご連絡ください。

Q22 「個別避難計画作成の同意確認」への代理署名は可能か。また、認知症等で対象者本人の同意能力が不十分な場合はどうすればよいか。

A22 代理署名は、本人の家族に記載していただくことを基本としております。ただし、本人の意向を確認した上で、親族・友人・知人等に記載していただいても構いません。認知症等により、本人同意が困難な場合は、災害時のリスクを考慮して、家族や親族など、本人の立場に立って判断できる方の意向を確認し、代理署名をお願いします。

4 計画の活用と更新について

Q23 個別避難計画は、作成してからどのように活用するのか。

A23 地域の防災訓練等で、計画どおりの避難が可能か、実際に試してみてください。訓練を通して課題が見えた場合は、計画を改善することで避難の実効性を高めることにつながります。

Q24 介護認定の更新・区分変更等の状態変化の場合にはケアプランの内容を見直すため、それらと同時に個別避難計画を更新してもよいか。

A24 作成した計画は概ね1年に1回程度の頻度で見直すことを目安としていますが、必要に応じて更新し、福祉総務課へ提出してください。

Q25 介護保険認定の更新で認定区分が下がり、個別避難計画の作成対象外になった方は、計画を更新はしなくてもいいか。

A25 更新の必要はありません。

5 その他(様式以外の内容・避難場所等について)

Q26 調査票以外にも、対象者本人の避難や被災生活上に必要な資料を追加で添付してもいいか。

A26 追加資料の添付は差支えありません。

Q27 避難先として、市が開設する近隣の避難施設を想定している。避難施設には、避難した際に必要となる備品等はあるのか。

A27 市の避難施設は被災された不特定多数の方が共同生活等をされることを想定しており、一定の設備・物資の備えがありますが、被災者個々のニーズに応じたものがあるとは限りません。

また、避難所は、基本的には、地域の有志の方が協力して運営するため、医療や介護等の専門的な知識や技術を持つ方がいるとも限りません。

そのため、避難に必要なものは、あらかじめ避難用のリュックにまとめておくことや、在宅での避難生活もある程度可能となる様に備蓄品を用意しておくなど、日頃から災害に備えることが重要となります。

Q28 避難先は市の指定する避難施設でなければならないか。

A28 避難先は必ずしも市指定の避難施設でなければならないわけではありません。

自宅に留まる在宅避難、自宅の2階に上がる垂直避難、近隣知人宅への避難など、災害時に対象者本人が最も助かる可能性が高いと思われる避難先や避難方法を選択することが大切です。

Q29 市が指定する避難所を知りたい。

A29 下記の市ホームページ「震災時避難広場(避難場所)・避難施設(避難所)一覧」を確認してください。なお、地震と風水害で、使用できる避難所が異なりますので、ご注意ください。

①URL

地震：<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/bouhan/bousai/earthquake/taisaku/sonae01.html>

風水害：

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/bouhan/bousai/fuusuigai/suigai.html>

②インデックス

地震：トップページ＞暮らし＞防犯・防災＞防災＞町田市の地震対策＞地震対策＞震災時避難広場(避難場所)・避難施設(避難所)一覧

風水害：トップページ＞暮らし＞防犯・防災＞防災＞町田市の風水害対策＞

風水害時避難施設一覧

③二次元コード



地震の場合



風水害の場合

Q30 市内の洪水・土砂災害ハザード区域を知りたい。

A30 下記の市ホームページ「町田市洪水・土砂災害ハザードマップ」を確認してください。

①URL

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/bouhan/bousai/fuusuigai/kouzui.html>

②インデックス

トップページ＞暮らし＞防犯・防災＞防災＞町田市の風水害対策＞町田市洪水・土砂災害ハザードマップ

③二次元コード

